

Title	藝文(第十三卷)
Sub Title	
Author	宮島, 貞亮(Miyajima, Teisuke)
Publisher	三田史学会
Publication year	1923
Jtitle	史学 Vol.2, No.2 (1923. 2) ,p.118(278)- 121(281)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	大正十一年度雑誌主要論文 書評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19230200-0118

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

元年一領内に一城たるべき旨の法令を發布せしこと、その範圍は主として西國の外様大名に限られ、その令が可なりよく徹底したこと、城郭破却の方法が家康の創意にあらず、秀吉、信長、佐々木定頼にまで遡り得べきことを述ぶ。

太古の九州四國 (十二、九一三)

坪井九馬三

魏志倭人傳に現れたる固有名詞をチアム語にて解釋し、當時の九州人はチアム一脈の民族であると論じ、更に古地名を利用して、我國民が古代に於て月を崇拜せしこと、農作には主として稻を栽培し、漁撈、狩獵を行ひしことを述ぶ。單語の類似によつて民族を確定し得べきならば日本人をギリシヤ人なりとする暴論をさへ認容しなければならぬ。史學研究法の著者にして本篇あるは奇異である。(松本信廣)

藝 文 (第十三卷)

遂 と 鑿 (一、一) 松本文三郎

漢以前の火を取る器は遂と云つて木製又は金屬製であり、後者は杯に似た形をなしてゐた。水を取る鑑は金屬製で鉢の如き形をなし、その中に露を滴らしめた。漢代以後明水を取る具を方諸と云つた。之が古の鑑と同一なりや否や疑はしい。同じく漢代に火を日に取る器は陽遂と云つて硝子のレンズであり、西域地方から海

上を経て支那に入つたものらしい。

輪 鼓 考 (二、三八) 岩橋小彌太

往古の猿樂に含まれた雜伎の中に輪鼓なるものがある。之は數年前流行したテアポロと起源を同じくし、恐らく往時支那から輸入せられたものであり、笛鼓の拍子につれて演じられたのであらう。

續鑑鏡考 (二、八四) 松本文三郎

鑑は最初鑿の如きものであり、それが明水を取る器物となり、更に物像を映する目的のため平面に近きものに變形せられ、眞の鏡が製作された。そして、之を呼ぶのに鏡の字が作られ、鑑と鏡との混同を避けた。以上は前篇「遂と鑿」の中に既に述べられた所であるが、本篇は更に其れを補足し、漢以前カ、ミを指示する場合には常に鏡の字が用ゐられ、鑑の字は水鏡の義に用ひられ、カ、ミの意に解せざるべからざる用例は殆んど發見し得ない。鑑と鏡が同一物の如く見做されたのは紀元後二百年前後で、鏡なるものが始めて製作されたのは紀元前四百年前後であらう。

吉利支丹文學斷片 (二、一三三)

新 村 出

慶長八年長崎耶穌會學林より刊行されたホルトガル宣教師ロドリアゲース編日本文典中に引用された種々なる語法形の實例によつて吉利支丹文學の斷片を集む。

世の替はり目と京都 (三、一五三)

原 勝 郎

天文以後足利季世に於ける京都の状態を述べ、將軍は無力となり、政事の外に立つたが、皇室の尊嚴を反射して鎌倉將軍の有せざりし尊嚴を有し、京都には名爵を渴望する族が引きも切らずに集り、又地方の有力者はたゞ敬虔の念から皇室及び將軍に獻金し、その他種々なる手段により京都の文化に接觸せんとした。公卿はその爲臨時の收入を得たが知行上納の不足によつて次第に困窮した。然し政事に關係しないので亂世をよそに安穩に暮すことが出来た。當時の京都市民の食物は殆ど今と變りないが、服飾器用と共に異國趣味が悦ばれ、盆踊なども盛に行はれ、入りかほり立ちかほり京都に出入する武將達に對しても風馬牛の態度を持つてゐた。足利時代は政治的には支離滅裂になつてゐたが京都文化は東國を除く全國を支配し、日本文化を統一してゐたのである。

支那音韻の三大變 (三、一七六)

滿 田 新 造

先秦時代の音韻が、漢唐に入つて變化し、更に唐の中頃より近世音が発生せしことを例を示して解説してゐる。

靈異記の研究 (三、一八七) 橋 川 正

我國説話文學の源泉たる靈異記の撰録年代は弘仁十四年以前であり、著者景戒は恐らく紀州の人にて空系思想の流を汲みしもの

なるべく、その百七八十年前支那で撰録された冥報記を藍本として般若檢記を參考として作成されたのであることを述べ、其等の書に就て考證してゐる。

新羅葛文王考 (五、二九九) 今 西 龍

新羅上代に於て王の父、王妃の父、王の外祖等に葛文王の位號を有する者數多あるが、其語は上代、中古に於て生存中の特殊尊貴なる貴人の稱呼であり、下代に於て意義不詳の古語となり、追封王の稱號となつたものである。

平安朝の家庭教育 (六、三七一及び七、四五三)

櫻 井 秀

平安朝に於ける中流階級の子女教育は適當の學者を自宅に招き、其任に當らしめ、比較的早教育であり、假名は先づ片假名より始められ、漢字は佛教の經典、朗詠、千字文の類よりして授けられた。成年期の修養としては佛典に關する智識深く、漢史、漢文學の素養亦淺からず、女子さへ漢文の智識に乏しくはなかつた。美育としては書、音樂、繪畫、造花、舞踊の教育が施され、家政的智識としては裁縫及び機織、保健的智識など授けられた。

次睨社攷 (六、三八三) 那 波 利 貞

社は普通名詞としては單に土地の神の意に過ぎないが、其の土地の神を考ふるに至りし心理的諸原因に至りては必ずしも同一に非ず、森林地域を神靈の籠る靈域なりとして社を立てたるものも

あり、動物畏怖の民族心理的原因より立てられたるもあらむ。左傳の次睢の社の叩鼻出血の一儀式は人身供御の遺風であり、恐らく此社の神靈が元來人を取り食ひたる猛獸毒蛇であり、此社に人の犠牲を奉供するのは其神靈が人を要求すと考へられてをつたからであらう。(松本信廣)

矢野博士の葡萄牙人渡來顛末の一節

に就て (史學雜誌 七、五一五)

後藤秀穂

本論文は東亞經濟研究第六卷第二號所載矢野仁一氏の論文「明代市舶司の沿革に就いて」に對する後藤氏の批判であつて注意すべき論文の一である。

後藤氏はいふ、博士の疑問とするところは「嘉靖二年浙江省市舶司の廢された時、福建省市舶司も廢止されたかどうかが問題であるが、廣東市舶司の存廢に就ても多少の疑問がある」と云ひ、終りに斷じて「少くとも廣東の市舶司は廢されなかつた様である」と云ふにある。(中略)先決問題既定問題として、博士は何の疑もなく嘉靖二年浙江省市舶司の廢された時(百八十三頁末行)と斷ぜられ、そして其の説明とも見るべく浙江寧波の市舶司は、嘉靖二年大内義興の使宗設と細川高國の使瑞佐及び宋素卿が相讐殺し、寧波に於て非常の擾亂を惹き起したため、給事中夏言倭禍は市舶によりて起るといふ上奏に依りて廢止さるることになつたと云はれてゐる。そして何に依りて此時浙江省市舶司が廢せられたと云ふ事を云

はるるかを見るに(一)鄭曉吾學篇(二)明史食貨志、同職官志等に「嘉靖元年、給事中夏言上言、倭禍起於市舶、禮部遂請罷市舶」とあるに依られたもので次に明史日本傳、皇明實錄籌海圖編等に依りて其の元年とあるのを二年の誤であるべき事を訂されてゐる(中略)以下私の言はんとする所を略記して先容とする、(一)最第一の根本史料たる皇明實錄を棄て、(二)明史の中で尤も對日事件に力を致すべき筈の明史日本傳を棄て、(三)同じ明史としても對外には寧ろ旁系たる食貨志、職官志と(四)それが據りたる吾學篇とを採りたるは史料の選擇として如何にや、(五)延て其根本たる吾學篇の記事の當否如何を審査するが此一篇の趣旨である。

此の一篇は右の如き趣旨の下に論述せられたものであり、果して夏言の上奏と云ふものが存在してゐるかどうかを検討したもので換言すれば夏言の上奏を載せた吾學篇の史料としての價値を論述されたものである。而して後藤氏は、吾學篇の夏言の上奏の一項が全くの無根據である證據として(一)明朝の根本史料たる皇明實錄を始め苟も嘉靖年代に直接知り居る籌海圖編、殊域周咨錄、寧波府志、王世貞日本志、嘉靖以來註略、皇明嘉隆兩朝見聞錄等が一つもそれを記せざる(二)上奏者と目された本人たる夏言が、自刻の奏議彙に其文ありて、しかもそれと反對の事を云ひ居る(三)更に之を時勢の成り行きに徴して見ても、それと認むべきものなく、却つて反對の證據の續出する等を挙げ、吾學篇の此一項の記事は全く其著者一場南柯の夢であつたと斷じ、吾學篇は史料として必ずしも價値なきものでないが注意するを要すと叙べてゐる。流石倭

寇研究の權威だけあつて此方面の博洽な識見に對しては敬服せざるを得ない。しかし、浙江省船司は果して廢されたるか、廢されたとしたならば何時であるかは研究の餘地はまだあると思ふ。

(宮島貞亮)

考古學雜誌 (第十二卷、十三卷)

本會の同人より大正十一年中の考古學雜誌並に歴史地理の概要の摘録を依頼せられたが、餘暇の無いため再び通讀することが出来ぬが、たゞ今記憶に残つて居る處を少しく記述し以て責任を免れたいと思ふ。

さて本年「考古學雜誌」に於て衆目を惹いたものは魏志の倭人傳に記す耶馬臺國の位置に付きての論戰であらう。それ故次に諸氏の高説の概要を記す事にする。

一月號に坪井博士は「支那古地理志の解釋に就いて」と題して魏志後漢書の東夷傳に付きて論述せられて居るが、魏志につき「唯今日に至り惜いことには肝心かなめの魏略は傳はらず、陳壽は餘計の想像を廻らして二三の杜撰をいたして居る。又原文を簡略しながら文辭を修飾したる爲に、文意を曖昧にしたり、甚しきは誤解したり、重要な件を除きて却りて輕微なる項を残したりいたしたる虞があります。」又後漢書に付きては「其倭傳は、編者が魏志の記述以外に新しく得ましたる史料は纔に光武中元二年、安帝永初元年の二項しかありません。其餘は徹頭徹尾に魏志の倭人傳を妄刪し亂節しまして、おまげに沙汰の限の杜撰を敢てしま

す。」といはれ、後漢時代の一里は我が十里に相當するのであるが、魏志倭人傳の距離並に方向は信用すべきものでなく、又同志中の最後の奴國は原本に某奴國とあつたのが、後に奴字の上の一字を脱落し遂に同志に轉載せられたのであるまいかと疑はれ、後漢書に於ては范曄が兩奴國を混同して奇妙なる註を付して居る。又博士は陳壽の文を次の様に校訂せられた、即ち東南陸行五百里到伊都國(五の字衍)、東行至不禰國(東の上に又字を脱す)、次有奴國(奴の上に脱字あらむ)、女王境界(境の上に國字を脱す)

最後に耶馬臺の位置について、「投馬や邪馬臺も玉名と山門との二郡に其名を傳へたるかと思ひますが、二郡の位置は入りかばりてぬまする。」と云はれ、今の玉名郡玉名は一二里の平野であるが交通灌漑漁撈の各に便利よく且つ自然の城塞であるを以て「我等は玉名の平野を邪馬臺の所在地なりと認めたいのでありまする、著しき古墳の存在し之に關聯いたしまする。」と所謂九州耶馬臺説を主張せられて居られるのである。これ傾聽に價する説と思はる。

又同月號に博物館の高橋健自氏は「考古學上より觀たる耶馬臺國」と題して考古學的考察によりて本問題を解決せむとして、當時の最高文化しかも前漢は暫く措き交通により後漢乃至魏初の影響を最著しく受けた文化を徵すべき考古學的資料は畿内と九州と何れに多く認められるか、それが判明すれば本問題は解決するものであらうと述べ、考古學の對象たる古墳及び其の遺物に就いて論ぜられ、古墳中雄大なる前方後圓形が日本獨特の型式を以て畿内ことに大和地方に發生し、應神仁德兩朝が其の發達の絶頂に